

# ユニオンファンド

追加型投信／内外／株式

こう ぶ もく ろ み しょ

## 交付目論見書

ファンドの目的・特色

投資リスク

運用実績

手続・手数料等

どんな金融商品？

リスクは…？

手数料は？

運用実績は？

- 世界中の株式に投資します。
- 現金比率を増減させます。

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条に基づく目論見書です。本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に記載されています。ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。

■ 受託会社(ファンド財産の保管および管理を行う者です。)

株式会社りそな銀行

再信託受託会社

株式会社日本カストディ銀行

■ 委託・販売会社(ファンドの運用指図および販売を行う者です。)

Union Asset Management Inc. 金融商品取引業者

ユニオン投信株式会社 関東財務局長(金商)第1978号

[電話番号] 0263-38-0725(9:00~17:00 土日祝日、年末年始を除く)

[ホームページ] <http://www.unionam.co.jp/>

- この投資信託説明書（交付目論見書）により行う「ユニオンファンド」（以下「当ファンド」といいます。）の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2023年12月22日に関東財務局長に提出しており、2023年12月23日にその届出の効力が生じています。
- 当ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続き等を行います。
- 当ファンドの信託財産は、信託法（平成18年法律第108号）によって、受託会社において分別管理されています。
- 投資信託説明書（請求目論見書）は、投資者の請求により販売会社から交付されます。販売会社にご請求された際は当該請求を行った旨をご自身で記録しておいてください。
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

## ◆ 商品分類および属性分類

商品分類			属性区分				
単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型投信	内外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式(一般)))	年1回	グローバル (日本を含む)	ファンド・ オブ・ファンズ	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。  
 ※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法に基づき記載しています。  
 ※商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

## ◆ 委託会社等の情報

委託会社名 : ユニオン投信株式会社  
 設立年月日 : 2008年4月22日  
 資本金 : 200百万円  
 運用する投資信託財産の純資産総額 : 11,523百万円  
 (資本金、純資産総額は、2023年10月末日現在)

# ファンドの目的・特色

## ◆ ファンドの目的

当ファンドは、個人家計の「資産形成」を支援する目的で、「期待収益率が高い」と思われる資産に対し積極投資を行うことを通じて、信託財産の長期的な成長を目指します。

## ◆ ファンドの特色

### 1. 株式に投資します

- 長期投資では「株式」が「債券」を上回るパフォーマンスをあげています。
- 今後も長期的には「株式」の収益率が「債券」の収益率を上回るものと考えます。

### 2. 「グローバル」な視点で投資します

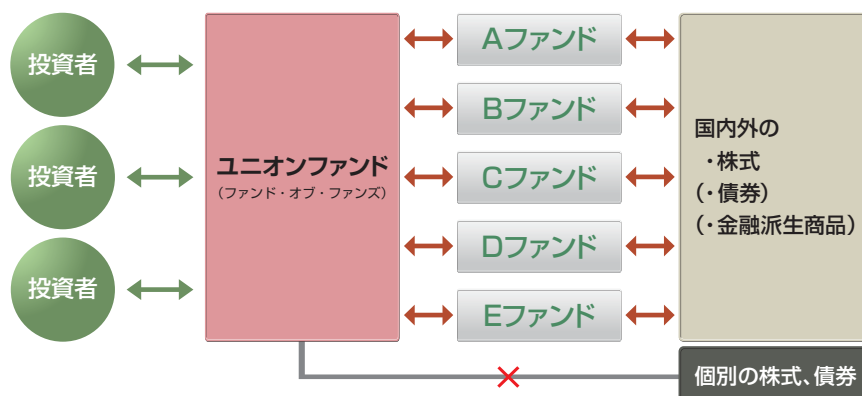
- 高成長が続く国・企業の株式は高いパフォーマンスをあげることが多いといえます。
- 「グローバル」に投資することで世界の経済成長を享受することができると考えます。

### 3. 運用は「ファンド・オブ・ファンズ」形式で行います

- 複雑多様なグローバル投資においては、各国・地域の事情に精通し専門性の高い「複数のファンド」に投資する方が良好な収益をあげることができると考えます。

\* 「ファンド・オブ・ファンズ」とは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類において、「投資信託および外国投資信託の受益証券ならびに投資法人および外国投資法人の投資証券への投資を目的とする投資信託（当該投資信託会社が、自ら運用の指図を行う親投資信託の受益証券のみを主要投資対象とするものを除く。）」として分類されるファンドをいいます。

<ファンドの仕組み>



## 4. 実績のある資産運用会社の「アクティブ」ファンドに投資します

- 長期間にわたりインデックスを上回る「アクティブ」ファンドが、少数ですが世界に点在します。
- 「長期投資」の考え方が確立・実践されており、相対的にパフォーマンスが良好なファンドを厳選します。

(追加的記載事項) 指定投資信託証券の概要

名称	主たる投資対象	基本方針、投資態度等
さわかみファンド	国内外の株式等	将来価値から考えて市場価値が割安と考えられる銘柄に選別投資し、割安が解消するまでの持続保有を基本とする
スパークス・集中投資・日本株ファンドS (適格機関投資家限定)	日本の株式	ベンチマークや業種にとらわれず、魅力的と判断した日本の株式に集中投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指す
キャピタル・グループ・グローバル・ エクイティ・ファンド(LUX)クラスZ (ルクセンブルク籍円建外国投資法人)	日本を含む世界各国の株式	世界的規模で調査および選定がなされた譲渡性証券(主として普通株式)で構成、分散投資されたポートフォリオの継続的運用を行うことにより、元本の成長を目指す
ALAMCOハリス グローバルバリュー株ファンド2007 (適格機関投資家専用)	日本を除く世界各国の株式	時価総額の大きな銘柄にグローバルな視点で投資し、値上がり益の獲得および配当等収益の確保を目指す
コムジェスト・ヨーロッパ・ファンド90 (適格機関投資家限定)	ヨーロッパの株式	中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行う
コムジェスト・エマージングマーケット・ ファンド95(適格機関投資家限定)	新興国の株式	中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行う

※ 2023年12月23日現在の指定投資信託証券について、2023年10月末日現在の情報等を基に記載したものです。

指定投資信託証券は、今後除外される場合または追加される場合があります。

※ 各指定投資信託証券の概要は、11・12ページもあわせてご参照ください。

## 5. 株価が割高と思われるときには現金比率を高め、割安局面での買い増しに備えます

- 株価は長期的に上昇すると思いますが、短期的には行き過ぎることがあります。
- 割高時には現金比率を高めて株価下落の影響を抑えることで、より高いパフォーマンスを目指します。

## ◆ 分配方針

- a. 収益分配方針  
当ファンドは、毎決算時に原則として以下の方針に基づいて分配を行います。将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。
- ① 分配対象額の範囲  
経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
  - ② 分配対象額についての分配方針  
委託会社が、基準価額水準、投資環境や市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わないことがあります。
  - ③ 留保益の運用方針  
収益分配に充てなかった利益の運用については、特に制限を設けません。委託会社の判断に基づいて元本部分と同一の運用を行います。
- b. 当ファンドは分配金再投資専用です。収益分配金は所得税および地方税を控除した金額をファンドの受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みに応じるものとします。
- ※ 収益分配金を再投資する場合は、申込手数料はかかりません。

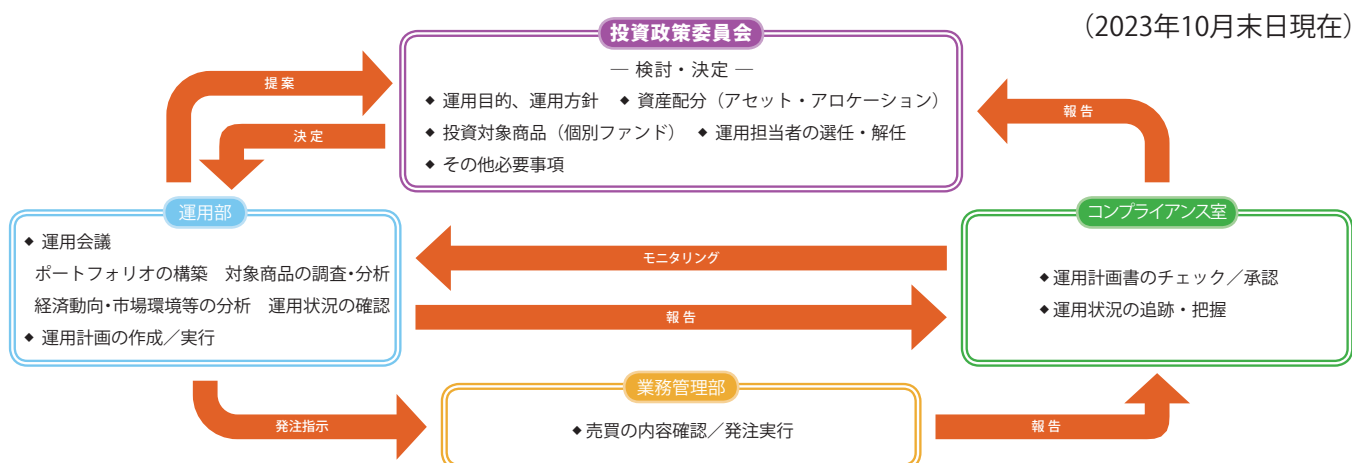
### <分配金に関する留意事項>

- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・ 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は、前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・ 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり幅が小さかった場合も同様です。

## ◆ 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ③ 外貨建資産への投資には制限を設けません。
- ④ 株式への直接投資は行いません。
- ⑤ デリバティブの直接利用は行いません。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

## ◆ 運用体制



# 投資リスク

投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドは元本保証のない金融商品であり、運用による損益は全て投資者に帰属します。

投資に当たっては投資元本を割り込むリスクがあることにご注意ください。

信託財産に組み入れられた株式、債券、投資信託などの価格は、金利・為替相場の変動や投資信託に組み入れられた発行会社にかかる業績・信用状況等の変化によって下落することがあり、投資元本を割り込むことがあります。このため、当ファンドへの投資につきましては、リスクを十分にご理解いただいたうえで、お客様ご自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。

主なリスクは以下のとおりですが、当ファンドにかかる全てのリスクを完全には網羅しておりませんので、ご注意ください。

## ● 価格変動リスク

当ファンドが組み入れる投資信託は実質的に株式を主要投資対象としています。株式市場等での株価変動により、投資信託が組み入れている株式の評価額が変動するため、株価が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

## ● 為替変動リスク

外国為替相場の変動によって投資信託が保有する外貨建資産の円換算評価が変動するリスクです。為替相場が円高に進んだ場合、投資信託の基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

## ● カントリーリスク

投資対象国や地域における政治・経済・社会状況の変化等により、証券市場や為替市場に混乱が生じたり規制が設けられたりすることで、投資の回収が困難になることや投資した商品の価格が下落することなどで損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

## ● 信用リスク

投資信託に組み入れられた株式・債券の発行者や取引先等の経営・財務状況の悪化および外部からの評価の低下等により、当該有価証券等の価格が下落したり価値がなくなること等によって投資信託の基準価額が下落し、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

## ● 流動性リスク

有価証券市場全体の一時的な混乱や市場に十分な需要や供給がなく取引量が減少すること等によって、予定する取引が不可能となったり、不利な条件での取引を強いられたりすること等から投資信託の基準価額が変動することがあります。

### 《その他の留意点》

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・当ファンドは、大量の換金（解約）請求が発生し短期間で換金資金を手当てする必要が生じた場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の請求の受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。
- ・当ファンドは、預金や保険契約と異なり、預金保険機構や保険契約者保護機構の保護対象ではありません。また、投資者保護基金の支払い対象とはなりません。

### 《リスク管理体制（2023年10月末日現在）》

#### ◆ コンプライアンス室

当ファンドにおける「運用の基本方針」、「運用計画書」等の遵守状況のモニタリング

運用部門と業務部門の業務内容のチェック

法令諸規則の遵守状況の把握

#### ◆ 投資政策委員会

ポートフォリオのモニタリング

運用成果とプロセス等のリスク分析管理

#### ◆ 業務管理部

当ファンドの純資産総額、組入比率等の日次管理

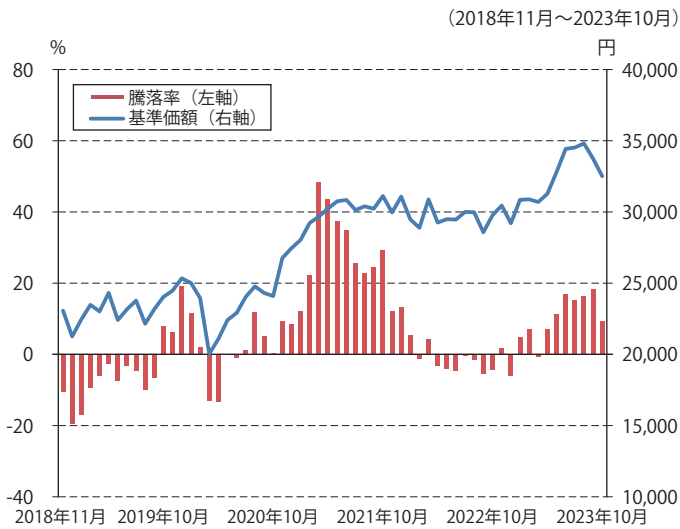
売買執行前の内容確認と事後のチェック

#### 流動性リスク管理について

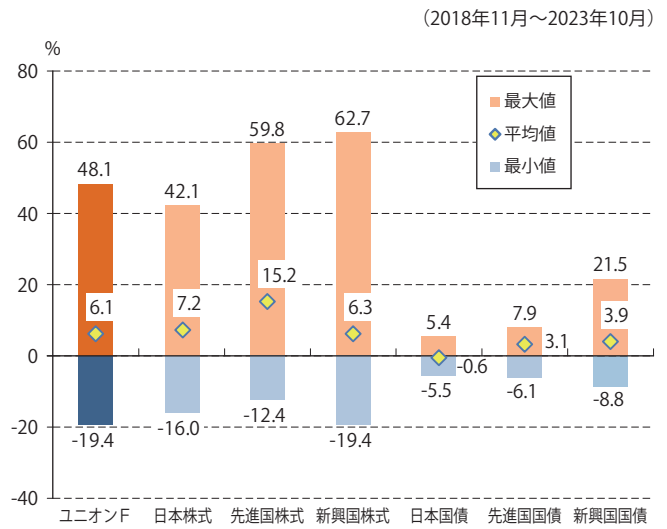
流動性リスク管理に関する規程を定め、当ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。投資政策委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

<参考情報>

ユニオンファンドの騰落率および基準価額の推移



ユニオンファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※設定来「無分配」のため、「分配金再投資基準価額」は「基準価額」と同じです。  
 ※騰落率は、各月末における直近1年間について、月次ベースで表示したものです。

※2018年11月～2023年10月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、ユニオンファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。  
 (すべての資産クラスがユニオンファンドの投資対象とは限りません。)

※各資産クラスの指数

日本株式	TOPIX配当込み指数
先進国株式	MSCI Kokusai (World ex Japan) Index
新興国株式	MSCI EM (Emerging Markets) Index
日本国債	NOMURA-BPI国債
先進国国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし円ベース)
新興国国債	THE GBI EM Global Diversified Composite unhedged JPY index

(海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。)

※他の代表的な資産クラスの騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しています。  
 株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。  
 また、株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

THE GBI EM Global Diversified Composite unhedged JPY indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。  
 TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。  
 MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。  
 FTSE世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLC に帰属します。  
 NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

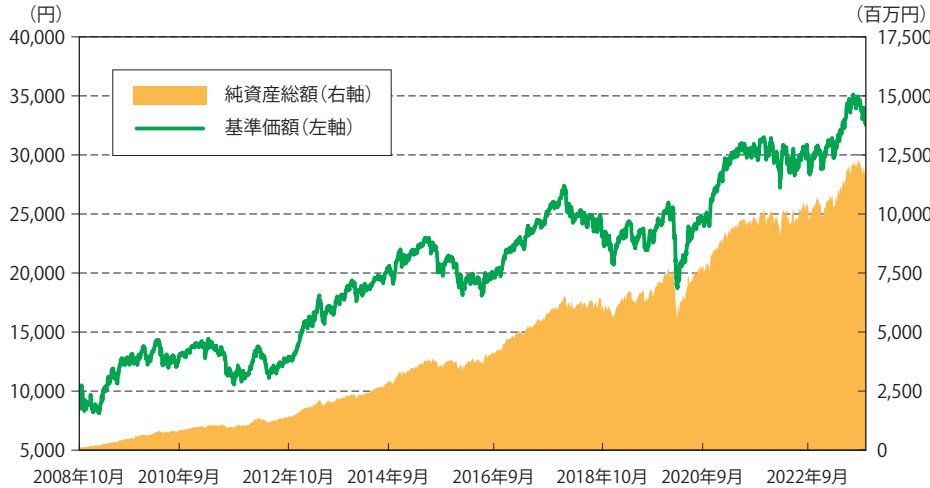
## 運用実績

作成基準日:2023年10月末日現在

最新の運用実績は、ユニオン投信株式会社のホームページでご確認いただけます。

下記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

### ▶ 基準価額と純資産総額の推移



2008年10月 2010年9月 2012年10月 2014年9月 2016年9月 2018年10月 2020年9月 2022年9月

※当初設定日から作成基準日までを表示。

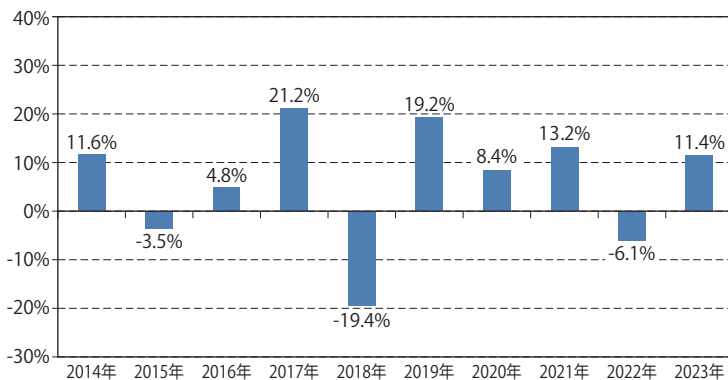
基準価額	32,499円
純資産総額	115.2億円

※純資産総額は千万円未満四捨五入で表示。

期間別騰落率(%)	
1ヵ月	-3.65%
6ヵ月	+3.96%
1年	+9.19%
3年	+34.95%
5年	+45.97%
10年	+79.37%
設定来	+224.99%

※小数第3位四捨五入で表示。

### ▶ 年間収益率の推移(暦年ベース)



2014年 2015年 2016年 2017年 2018年 2019年 2020年 2021年 2022年 2023年

※2023年は年初から作成基準日までの収益率。

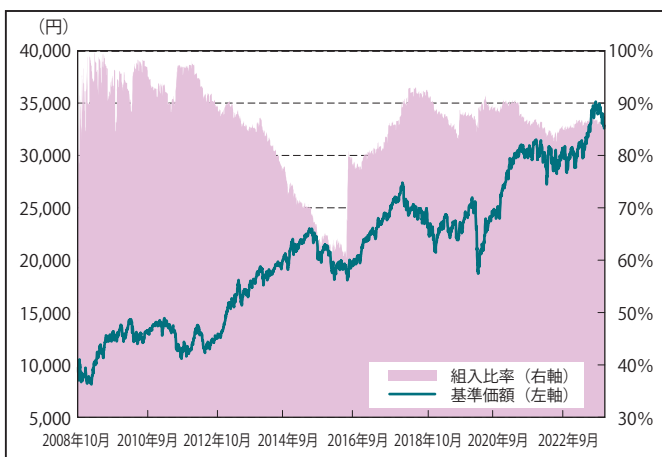
※小数第2位四捨五入で表示。

※ユニオンファンドには、ベンチマークはありません。

### ▶ 分配の推移(1万口当たり、税引前)

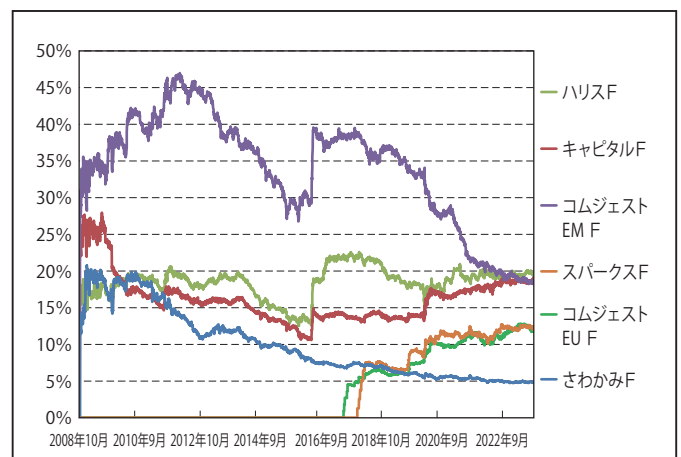
決算日	分配金
第11期(2019年9月30日)	0円
第12期(2020年9月30日)	0円
第13期(2021年9月30日)	0円
第14期(2022年9月30日)	0円
第15期(2023年10月2日)	0円
設定来累計	0円

### ▶ ユニオンファンドの組入比率と基準価額の推移



2008年10月 2010年9月 2012年10月 2014年9月 2016年9月 2018年10月 2020年9月 2022年9月

### ▶ 組入ファンド別の組入比率の推移



※ここでのキャピタルFにはクラスAを、コムジェストEM Fにはニッポンコムジェスト・エマーシングマーケット・ファンドSAを、コムジェストEU Fにはニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・ファンドSAを含みます。



## ▶ 組入比率

ファンド名	主な投資先地域	組入比率
さわかみF	日本	4.8%
スパークスF	日本	12.4%
キャピタルF	欧米	18.8%
ハリスF	欧米	18.9%
コムジェストEU F	欧州	11.8%
コムジェストEM F	新興国	18.4%
現金等	—	14.9%
合計	—	100.0%

※小数第2位四捨五入で表示。

## ＜ファンドの略称と正式名称＞

さわかみF	: さわかみファンド
スパークスF	: スパークス・集中投資・日本株ファンドS (適格機関投資家限定)
キャピタルF	: キャピタル・グループ・グローバル・エクイティ・ファンド (LUX) クラスZ (ルクセンブルク籍円建外国投資法人)
ハリスF	: ALAMCO ハリス グローバルバリュー株ファンド 2007 (適格機関投資家専用)
コムジェストEU F	: コムジェスト・ヨーロッパ・ファンド90 (適格機関投資家限定)
コムジェストEM F	: コムジェスト・エマージングマーケット・ファンド95 (適格機関投資家限定)

## ▶ 組入ファンドの状況

※各組入ファンド開示資料に基づき作成。

※組入上位銘柄の名称は一部略称、比率は当該ファンドの純資産総額に対する評価額の割合 (小数第2位四捨五入で表示)。

※国はユニオン投信株式会社の判断により分類。

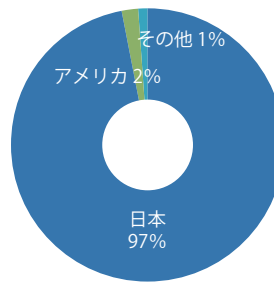
※国別・業種別構成比は投資部分 (現金等を除く) に占める比率 (単位未満四捨五入で表示)。

### ■ さわかみF

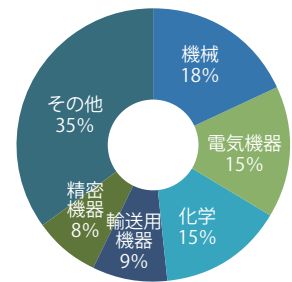
#### 組入上位10銘柄

	名称	比率	国	業種
1	株式 信越化学工業	4.5%	日本	化学
2	株式 ダイキン工業	3.7%	日本	機械
3	株式 プリヂストーン	3.7%	日本	ゴム製品
4	株式 トヨタ自動車	3.5%	日本	輸送用機器
5	株式 ディスコ	3.2%	日本	機械
6	株式 テルモ	3.2%	日本	精密機器
7	株式 浜松ホトニクス	3.1%	日本	電気機器
8	株式 INPEX	3.0%	日本	鉱業
9	株式 花王	2.2%	日本	化学
10	株式 セブン&アイHD	2.0%	日本	小売業

#### 国別構成比



#### 業種別構成比



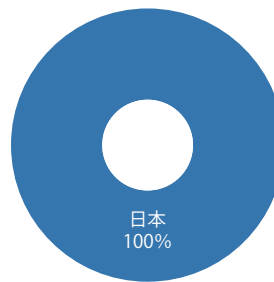
### ■ スパークスF

(マザーファンドの状況)

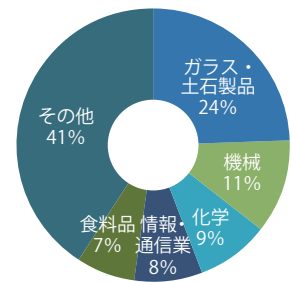
#### 組入上位10銘柄

	名称	比率	国	業種
1	株式 MARUWA	9.3%	日本	ガラス・土石製品
2	株式 東洋炭素	5.6%	日本	ガラス・土石製品
3	株式 京成電鉄	5.4%	日本	陸運業
4	株式 マックス	5.2%	日本	機械
5	株式 トーセイ	4.7%	日本	不動産業
6	株式 サイゼリヤ	4.1%	日本	小売業
7	株式 ライフドリンク カンパニー	3.7%	日本	食料品
8	株式 メック	3.5%	日本	化学
9	株式 クミアイ化学工業	3.5%	日本	化学
10	株式 ニチハ	3.1%	日本	ガラス・土石製品

#### 国別構成比



#### 業種別構成比

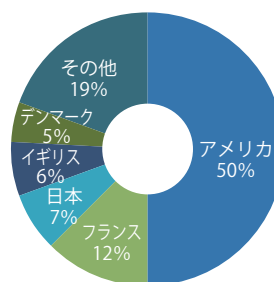


### ■ キャピタルF

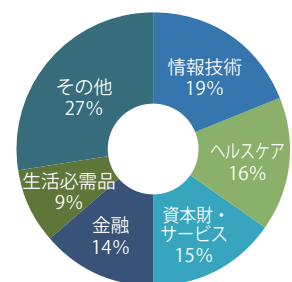
#### 組入上位10銘柄

	名称	比率	国	業種
1	株式 Novo Nordisk	3.1%	デンマーク	ヘルスケア
2	株式 Microsoft	2.8%	アメリカ	情報技術
3	株式 Broadcom	2.3%	アメリカ	情報技術
4	株式 Alphabet	2.3%	アメリカ	コミュニケーション・サービス
5	株式 Apple	2.0%	アメリカ	情報技術
6	株式 Safran	1.9%	フランス	資本財・サービス
7	株式 AstraZeneca	1.8%	イギリス	ヘルスケア
8	株式 TotalEnergies	1.7%	フランス	エネルギー
9	株式 ASML	1.6%	オランダ	情報技術
10	株式 UnitedHealth	1.4%	アメリカ	ヘルスケア

#### 国別構成比



#### 業種別構成比

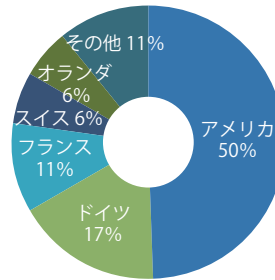


## ■ハリスF (マザーファンドの状況)

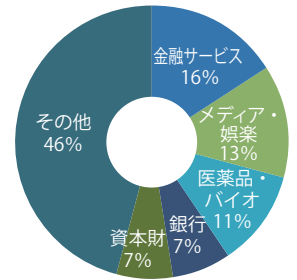
組入上位10銘柄

	名称	比率	国	業種
1	株式 CHARTER COMMUNICATIONS	4.1%	アメリカ	メディア・娯楽
2	株式 BNP PARIBAS	3.8%	フランス	銀行
3	株式 ALPHABET	3.8%	アメリカ	メディア・娯楽
4	株式 CAPITAL ONE	3.6%	アメリカ	金融サービス
5	株式 FISERV	3.5%	アメリカ	金融サービス
6	株式 CNH INDUSTRIAL	3.3%	オランダ	資本財
7	株式 MERCEDES-BENZ	3.2%	ドイツ	自動車・自動車部品
8	株式 BANK OF AMERICA	3.0%	アメリカ	銀行
9	株式 FRESENIUS	3.0%	ドイツ	ヘルスケア機器・サービス
10	株式 BAYER	2.9%	ドイツ	医薬品・バイオ

国別構成比



業種別構成比

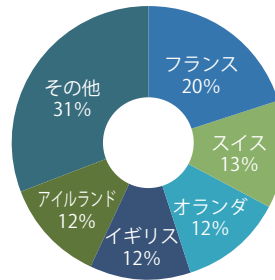


## ■コムジェストEU F (マザーファンドの状況)

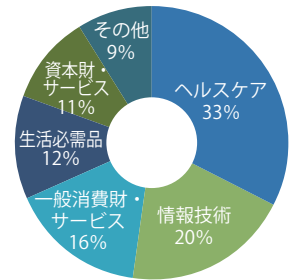
組入上位10銘柄

	名称	比率	国	業種
1	株式 NOVO NORDISK	8.7%	デンマーク	ヘルスケア
2	株式 ASML	7.3%	オランダ	情報技術
3	株式 LINDE	5.0%	イギリス	素材
4	株式 ESSLORLUXOTTICA	4.9%	フランス	ヘルスケア
5	株式 ACCENTURE	4.6%	アイルランド	情報技術
6	株式 LVMH	4.0%	フランス	一般消費財・サービス
7	株式 ALCON	3.8%	スイス	ヘルスケア
8	株式 STRAUMANN HD	3.5%	スイス	ヘルスケア
9	株式 DASSAULT SYSTEMES	3.3%	フランス	情報技術
10	株式 HEINEKEN	3.0%	オランダ	生活必需品

国別構成比



業種別構成比

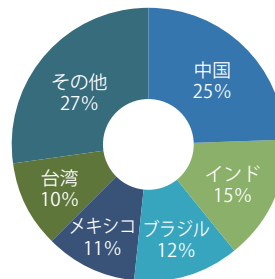


## ■コムジェストEM F (マザーファンドの状況)

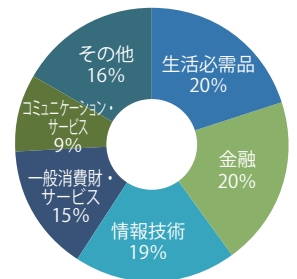
組入上位10銘柄

	名称	比率	国	業種
1	株式 TSMC ADR	5.8%	台湾	情報技術
2	株式 FOMENTO ECONOMICO	5.7%	メキシコ	生活必需品
3	株式 SAMSUNG ELECTRONICS	5.0%	韓国	情報技術
4	株式 HDFC BANK	4.6%	インド	金融
5	株式 MARUTI SUZUKI	4.5%	インド	一般消費財・サービス
6	株式 NETEASE	4.5%	中国	コミュニケーション・サービス
7	株式 DELTA ELECTRONICS	4.4%	台湾	情報技術
8	株式 Wal Mart de Mexico	4.0%	メキシコ	生活必需品
9	株式 MERCADOLIBRE	4.0%	アルゼンチン	一般消費財・サービス
10	株式 INNER MONGOLIA YILI	3.9%	中国	生活必需品

国別構成比



業種別構成比



(追加的記載事項) 指定投資信託証券の概要

● さわかみファンド

ファンドにかかる費用	信託報酬	純資産総額に対し年率1.10%(税抜1.00%)
	申込手数料	なし
	信託財産留保額	なし
	その他の費用	①ファンドに組み入れる有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に対する消費税等相当額、先物・オプション取引等に要する費用、一部解約金の支払資金の手当てを目的とした借入金の利息は、信託財産中から支弁します。 ②その他、信託事務の処理に要する諸費用、監査費用、受託会社の立て替えた立替金の利息等は、委託会社が信託財産から收受する信託報酬より支弁します。
その他	委託会社	さわかみ投信株式会社
	受託会社	野村信託銀行株式会社
	信託期間	無期限
	決算日	毎年8月23日(休業日の場合はその翌営業日)

● スパークス・集中投資・日本株ファンドS(適格機関投資家限定)

ファンドにかかる費用	信託報酬	純資産総額10億円以下の部分に対し年率0.825%(税抜0.75%) 純資産総額10億円超20億円以下の部分に対し年率0.77%(税抜0.70%) 純資産総額20億円超の部分に対し年率0.715%(税抜0.65%)
	申込手数料	なし
	信託財産留保額	なし
	その他の費用	①組入有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用等は、信託財産中から支弁します。 ②監査費用等の費用は、純資産総額に対して年率0.11%(税抜0.1%)を上限とする額を信託財産中から支弁します。
その他	委託会社	スパークス・アセット・マネジメント株式会社
	受託会社	三井住友信託銀行株式会社
	信託期間	無期限
	決算日	毎年12月20日(休業日の場合はその翌営業日)

● キャピタル・グループ・グローバル・エクイティ・ファンド(LUX)クラスZ(ルクセンブルク籍円建外国投資法人)

ファンドにかかる費用	運用報酬	純資産総額に対し年率0.75%
	申込手数料	なし
	信託財産留保額	なし
	その他の費用	・ファンド・アドミニストレーション・フィー 最大年率0.15%程度 ・カストディー・フィー 最大年率0.05%程度 ・組入有価証券の売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引に要する費用、信託事務の処理に要する費用、信託財産に関する租税、監査費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息、法律顧問費用など。
その他	投資顧問会社	キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー
	副投資顧問会社	キャピタル・インターナショナル・エス・エイ・アール・エル
	事務管理会社	ジェイ・ピー・モルガン・エス・イー ルクセンブルク ブランチ
	信託期間	無期限
	決算日	原則として毎年12月末日

## ● ALAMCO ハリス グローバルバリュー株ファンド 2007 (適格機関投資家専用)

ファンドにかかる費用	信託報酬	純資産総額に対し年率1.43% (税抜1.30%)
	申込手数料	なし
	信託財産留保額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額の0.3%
	その他の費用	信託財産にかかる監査費用、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引・スワップ取引・金利先渡取引・為替先渡取引・外国為替予約取引に要する費用、公社債の借入れにかかる費用、資産を外国で保管する場合の費用ならびに借入金の利息等(これらの費用に消費税等がかかる場合は、その消費税等相当額を含みます。)は、信託財産中から支弁します。 ※監査費用は、純資産総額に対し年率0.0055% (税抜0.005%)、上限年44万円 (税抜40万円) です (監査法人との契約等により変更になることがあります。)
その他	委託会社	朝日ライフアセットマネジメント株式会社
	受託会社	みずほ信託銀行株式会社
	信託期間	無期限
	決算日	毎年3月9日 (休業日の場合はその翌営業日)

## ● コムジェスト・ヨーロッパ・ファンド90 (適格機関投資家限定)

ファンドにかかる費用	信託報酬	純資産総額に対し年率0.99% (税抜0.90%)
	申込手数料	なし
	信託財産留保額	なし
	その他の費用	信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用 (ファンドに組み入れる有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料や有価証券の保管に要する費用等を含みます。)、信託財産の財務諸表の監査に要する諸費用 (これらの費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。) および受託会社の立て替えた立替金の利息等は、信託財産中から支弁します。
その他	委託会社	コムジェスト・アセットマネジメント株式会社
	受託会社	野村信託銀行株式会社
	信託期間	無期限
	決算日	毎年12月30日 (休業日の場合はその翌営業日)

## ● コムジェスト・エマージングマーケット・ファンド95 (適格機関投資家限定)

ファンドにかかる費用	信託報酬	純資産総額に対し年率1.045% (税抜0.95%)
	申込手数料	なし
	信託財産留保額	なし
	その他の費用	信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用 (ファンドに組み入れる有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料や有価証券の保管に要する費用等を含みます。)、信託財産の財務諸表の監査に要する諸費用 (これらの費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。) および受託会社の立て替えた立替金の利息等は、信託財産中から支弁します。
その他	委託会社	コムジェスト・アセットマネジメント株式会社
	受託会社	野村信託銀行株式会社
	信託期間	無期限
	決算日	毎年12月30日 (休業日の場合はその翌営業日)

※2023年12月23日現在の指定投資信託証券について、2023年10月末日現在の情報等を基に記載したものです。

指定投資信託証券は、今後除外される場合または追加される場合があります。

各費用にかかる税金は、税法等が変更・改正された場合、変更になることがあります。

# 手続・手数料等

## ■お申込メモ

購入単位	委託会社または販売会社が1万円以下で定める金額以上1円単位（当初元本1口＝1円） （ただし収益分配金を再投資する場合は1口単位）
購入価額	ご購入申込日の翌々営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める期日までに、販売会社が定める方法でお支払いください。
換金単位	1円以上1円単位の「金額指定」、または「全額換金」
換金価額	ご換金申込日の翌々営業日の解約価額（＝基準価額）
換金代金	お申込日から起算して6営業日目から支払われます。
申込締切時間	原則毎営業日の午後3時までです。この時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の取扱いとなります。
購入の申込期間	2023年12月23日から2024年12月20日まで （申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）
換金制限	該当事項はありません。
購入・換金申込受付の中止及び取消	金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ご購入およびご換金の申込みの受付が中止されることがあります。 この場合、 ・委託会社の判断でご購入の申込みを取り消されることがあります。 ・中止以前に行った当日のご換金の申込みを取り消すことができます。（ご換金の申込みを取り消されない場合には、中止解除後の最初の基準価額の計算日に受け付けたものとして取り扱われます。）
信託期間	無期限（信託設定日：2008年10月20日）
繰上償還	委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。
決算日	原則として毎年9月30日（休業日のときは、その翌営業日が決算日となります。）
収益分配	年1回の毎決算時に、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。 ただし、委託会社の判断により分配が行われないことがあります。当ファンドは分配金再投資専用です。よって、分配金は税金が差し引かれた後、自動的に再投資されます。なお、収益の分配にあてなかった利益については、元本部分と同一の運用が行われます。
信託金の限度額	5,000億円
公 告	公告は電子公告により行われます。電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載されます。
運用報告書	毎決算時および償還時に交付運用報告書が作成され、お客様（受益者）に交付されます。
課 税 関 係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、NISA（少額投資非課税制度）の適用対象であり、2024年1月1日以降は一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。 当ファンドは、2024年1月1日以降のNISAの成長投資枠（特定非課税管理勘定）の対象となる予定です。 ※上記は2023年10月末日現在のものですので、税法等が改正等された場合、変更になることがあります。

## ■手数料の概要

投資者が直接的に負担する費用		
購入時手数料	(購入手続きの対価)	購入時、解約時の手数料はありません。
信託財産留保額		ありません。
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額に対して 年率 0.88% (税抜 0.80%)	※1万口当たりの信託報酬の額＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 ※毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日(当該日が休業日のときはその翌営業日)および毎計算期間末または信託終了のときに信託財産中から支弁されます。
委託会社	(委託した資金の運用の対価)	年率 0.55% (税抜 0.50%)
販売会社	(交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価)	年率 0.297% (税抜 0.27%)
受託会社	(運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価)	年率 0.033% (税抜 0.03%)
投資対象とする投資信託証券	さわかみファンド スパークス・集中投資・日本株ファンドS (適格機関投資家限定) キャピタル・グループ・グローバル・エクイティ・ファンド(LUX) クラスZ (ルクセンブルク籍円建外国投資法人) ALAMCOハリスグローバルバリュー株ファンド2007 (適格機関投資家専用) コムジエスト・ヨーロッパ・ファンド90 (適格機関投資家限定) コムジエスト・エマージングマーケット・ファンド95 (適格機関投資家限定)	
実質的な負担 (概算値)	年率 1.8% ± 0.3% (税込)	※投資対象とする投資信託証券でかかる信託報酬も含めた率です。あくまでも目安であり、投資信託証券の組入状況により変動します。
その他の費用・手数料	①組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料(消費税等相当額を含みます。) ②信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立て替えた立替金の利息、監査法人から監査を受けるための費用(監査費用)(消費税等相当額を含みます。)	※有価証券等の売買状況、信託財産の規模等により変動するため、事前に料率や上限額等を表示することができません。 ※監査費用は委託会社が一部または全部を負担することがあります。

※投資対象とする投資信託証券は、2023年12月23日現在のものです。今後除外される場合または追加される場合があります。

※投資者が負担する費用の上限額および合計額については、**購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。**

※各費用にかかる税金は2023年10月末日現在のものですので、税法等が改正等された場合、変更になることがあります。

## ■税金

税金は表に記載の時期に適用されます。以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 <sup>(注)</sup> 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 <sup>(注)</sup> 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

(注) 所得税、復興特別所得税および地方税が課されます。

※NISA(少額投資非課税制度)をご利用の場合

NISAは、少額上場株式等に関する非課税制度です。

NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となりますが、2024年1月1日以降は、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方です。また、2024年1月1日以降は、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。

※上記は2023年10月末日現在のものですので、税法等が改正等された場合、変更になることがあります。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は、上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

お申込みの際には、この書面や手数料に関する書面および投資信託説明書(交付目論見書)の内容を十分にお読みください。

### ■書面による契約の解除について

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6に規定する「書面による契約の解除」(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

### ■当社の金融商品取引契約に係わる役割

当社は、当ファンドの設定・運用、募集および販売等に関する事務を行います。

### ■当ファンドに係る金融商品取引業の内容および方法の概要

お客様が当社において当ファンドのお取引や振替等を行われる場合は以下によります。

- ・ お取引にあたっては、総合取引口座、振替決済口座の開設が必要になります。
- ・ お取引は、お客様が当社の指定する銀行口座へ購入代金を送金し、その入金を確認された時点で当ファンドの購入申込みとみなし、購入を行います。
- ・ お取引が成立した場合には、取引報告書を郵送にてお客様へお送りします。
- ・ お取引をされたお客様には、取引報告書のほか取引残高報告書を3ヶ月ごとに作成し、ご報告します。

年間を通してお取引がない場合でも、口座に残高があるお客様には年1回「取引残高報告書」をお送りします。(残高がないお客様には作成されません。)

### ■当ファンドの募集および販売等を行う者の概要

商号等	ユニオン投信株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第1978号
本店所在地	〒390-0815 長野県松本市深志一丁目1番21号
加入協会	一般社団法人投資信託協会
苦情処理措置及び 紛争解決措置の内容	当社は上記加入協会から苦情の解決および紛争の解決のあっせん等の委託を受けた特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(連絡先:0120-64-5005/受付時間:9:00~17:00(土日祝日、年末年始を除く))を利用することにより金融商品取引業等業務関連の苦情および紛争の解決を図ります。
資本金	200百万円(2023年10月末日現在)
主な事業	第二種金融商品取引業、投資運用業
設立年月日	2008年4月22日
連絡先	業務管理部 TEL:0263-38-0725/FAX:0263-38-0726 (受付時間9:00~17:00 土日祝日、年末年始を除く)
ホームページ	<a href="http://www.unionam.co.jp/">http://www.unionam.co.jp/</a>

※契約締結前交付書面は、投資信託説明書(交付目論見書)の一部を構成するものではありません。  
また、この情報は、投資信託説明書(交付目論見書)の記載情報ではありません。

あなたと大切な方の未来のために

**ユニオン投信** Union Asset  
Management